

証券コード 7520
2025年5月1日
(電子提供措置の開始日 2025年4月30日)

株 主 各 位

東京都昭島市中神町1160番地1



株式会社 **エコス**
代表取締役 平 邦 雄
社長執行役員

第60回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に「第60回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載して
おります。

【当社エコスグループウェブサイト】 <https://www.eco-s.co.jp/finance/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書
類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネット等による議決権行使の方法は、本招集通知3頁から4頁までに
記載のとおりですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう
え、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げ
ます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12番1号 ホテル日航立川 東京 3階アトランティック
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第60期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会
計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載していません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505 (通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで)

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年5月22日（木曜日）午前10時

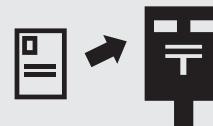


■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月21日（水曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年5月21日（水曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年5月21日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合もございます。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としております。

第60期につきましては、当期の業績や財務状況を勘案し、前期の普通配当60円に代えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金65円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、729,073,345円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
1	たいら くに お 平 邦 雄 (1968年6月12日生)	70,600株	1991年4月 株式会社ダイエー入社 1994年10月 当社入社 取締役 1999年5月 当社常務取締役企画室長兼開発本部副本部長 2000年1月 当社常務取締役第一販売事業部長 2002年11月 当社常務取締役営業本部長 2004年5月 当社専務取締役営業本部長兼物流部管掌 2005年5月 当社取締役副社長兼営業本部長 2006年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2010年9月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役会長 株式会社与野フードセンター代表取締役会長 株式会社マスダ代表取締役会長 株式会社ココスナカムラ代表取締役会長執行役員 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平邦雄氏は、当社エコスグループの経営指揮を執り、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。当社エコスグループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。			
2	たいら のり こ 平 典 子 (1966年2月27日生)	273,200株	1995年8月 当社入社 2011年9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部副本部長 2012年5月 株式会社たいらや常務取締役 2013年5月 同社専務取締役 2014年3月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役社長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平典子氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
3	藤田昇三 (1948年8月1日生) (社外取締役)	2,100株	1976年4月 東京地方検察庁検事任官 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 弁護士登録 2012年6月 株式会社整理回収機構代表取締役社長 2015年10月 奥野総合法律事務所入所 2017年5月 当社取締役(現任) 2019年2月 藤田昇三法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 文化シャッター株式会社社外取締役・監査等委員 三機工業株式会社社外監査役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤田昇三氏は、高検検事長、整理回収機構代表取締役社長等の経験があり、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者いたしました。上記の理由から同氏には、今後も高度な知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献いただけることを期待しております。			
4	野原信広 (1968年12月12日生) (社外取締役)	2,700株	1991年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2007年3月 株式会社タチバナ・インダストリーズ設立 代表取締役(現任) 2015年4月 株式会社タンデム・デザイン設立 代表取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タチバナ・インダストリーズ代表取締役 株式会社タンデム・デザイン代表取締役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 野原信広氏は、企業経営者としての知識と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者いたしました。上記の理由から同氏には、今後も豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤田昇三氏及び野原信広氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 独立役員

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 藤田昇三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 野原信広氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
6. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年2月28日現在の状況であります。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は、以下のとおりであります。

氏名	企業経営・ 人事・人材	法務・ リスクマネジメント	財務・会計	マーケティング・ 営業	サステナビリティ
平 邦 雄	●		●		
平 典 子	●			●	
藤 田 昇 三		●			●
野 原 信 広	●			●	

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては予め、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位及び 重要な兼職の状況
1	あさ が しん いち 浅賀 真一 (1964年11月17日生)	-株	1988年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2021年4月 りそな総合研究所株式会社監査役（転籍） 2022年4月 りそなデジタルハブ株式会社非常勤監査役
〔監査役候補者とした理由〕 浅賀真一氏は、金融機関で培われた財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しております。また、他の企業の監査役として多面的な企業経営の知見を深めております。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有し、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、新任常勤監査役候補者といたしました。			
2	すず き しげ お 鈴木 茂生 (1958年8月17日生) (社外監査役)	7,000株	1994年4月 弁護士登録 2003年6月 ダイア建設株式会社監査役 2006年4月 学校法人青山学院大学客員教授 2007年4月 第二東京弁護士会副会長 2014年2月 第二東京弁護士会広報室長 2015年5月 東京都弁護士協同組合常務理事 2017年5月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 全国弁護士協同組合連合会専務理事 医療法人社団やしの木会監事 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構監事
〔社外監査役候補者とした理由〕 鈴木茂生氏は、弁護士として培われた豊富な専門的知識・経験等と誠実な人格を備えており、監査役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。今後、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、引き続き社外監査役としてお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位及び 重要な兼職の状況
3	あめ みやま ほ 雨宮真歩 (1972年3月29日生) (社外監査役)	5,290株	2011年12月 弁護士登録 2011年12月 雨宮真也法律事務所入所 2017年5月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人マリオン財団理事 中日国際輸渡有限公司監事(監査役) 株式会社プリプラにじゅういち監査役 公益財団法人平木浮世絵財団理事 公益財団法人菊池美術財団監事 日中国際フェリー株式会社監査役
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕</p> <p>雨宮真歩氏は、人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまでに培ってきた弁護士としての豊富な専門的知識とビジネスに精通した知見を有し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。今後、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、引き続き社外監査役としてお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 浅賀真一氏は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 責任限定契約
- 当社は鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 独立役員
- 鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏を株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
5. 鈴木茂生氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
6. 雨宮真歩氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年2月28日現在の状況であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会の開催の時をもって、2023年5月25日開催の第58回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役工藤研氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位及び 重要な兼職の状況
工藤研 (1965年4月23日生)	-株	1996年4月 弁護士登録 1996年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 2000年12月 東京グリーン法律事務所開設 2021年5月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) 日本アジア投資株式会社監査等委員取締役
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 工藤研氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、客観的な立場からその知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 工藤研氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 工藤研氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に規定しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。工藤研氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。工藤研氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

3. 当社は、工藤研氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を有価証券市場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2025年2月28日現在の状況であります。

以上

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善、各種政策の効果により、景気は緩やかな回復傾向がみられました。一方で欧州・中東の地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢が続くなど、依然として不透明な状況で推移いたしました。

食品スーパーマーケット業界におきましては、人件費や原材料価格の高騰に起因する価格転嫁や、消費者の節約志向の高まりにより、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社エコスグループはこれまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、経営方針である社は「正しい商売」を徹底し、企業価値の創造と持続的な成長に向けた店舗づくりに取り組んでまいりました。

店舗開発におきましては、グループ全体で10店舗の改装を実施し、既存店舗の活性化に努めました。2024年9月には、東京23区内に食品スーパーマーケットとベーカリーショップを合わせて8店舗を展開している株式会社ココスナカムの発行済株式の全部を取得し、完全子会社化いたしました。またグループ全体で、不採算店舗2店舗を戦略的に閉鎖しました。その結果、当連結会計年度末の当社エコスグループの店舗数は136店舗となりました。2024年11月には、埼玉県入間郡三芳町に物流センターを新設し、物流のより一層の効率化、能力拡大を図りました。

店舗運営面におきましては、お客様のニーズに合わせたカテゴリーごとの品揃えを充実させ、鮮度の高い商品をお値打ち価格で販売する専門店のような売場づくりに取り組んでまいりました。また、SNS等で話題となる商品を積極的に展開し、流行りをとらえた売場づくりに注力するとともに、お客様の節約志向、低価格志向に鑑み、いつ来てもお買い得、エブリデイ・ロープライスにも取り組んでまいりました。その他にもデジタル販促を推進し、お客様にとって便利で快適にお買い物ができる店舗づくりを行ってまいりました。

商品面におきましては、鮮度と美味しさにこだわり、品質と価格の両面において競争力の高い生鮮食料品の提供を心掛けると同時に、簡便商品や調理品等バラエティに富んだ商品の品揃えを強化いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社エコスグループの営業収益は、1,371億76百万円（前期比5.5%増）となりました。また、営業総利益につきましては、397億22百万円（前期比6.8%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益60億20百万円（前期比5.4%増）、経常利益62億85百万円（前期比6.0%増）となりました。これは主に、営業総利益が前連結会計年度に比べ25億20百万円増加したことによるものです。なお、販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ22億15百万円の増加となりました。

最終利益につきましては、特別損失として減損損失等2億92百万円が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は41億31百万円（前期比15.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は27億77百万円であり、主な内訳は以下のとおりであります。

内 容	金 額
既存店舗の改装（10店舗）及び物流センターの新設等	1,644百万円

(3) 対処すべき課題

当社エコスグループは、地域密着の食品スーパーマーケットチェーンとして、毎日のお買い物をお楽しみいただきながら、環境と健康にやさしい暮らしを提供すべく以下の重点施策を推進してまいります。

① 商品力向上

お客様からの更なるご支持を獲得すべく、鮮度管理・商品管理のより一層の改善に取り組んでまいります。併せて、当社エコスグループが自信をもってお勧めできるオリジナル商品の開発・開拓にも力を入れて、これまで以上に幅広い層のお客様に満足していただける商品づくりを進めてまいります。また、当社エコスグループのプライベートブランド「ナチュラルイブ」商品のラインナップの強化を行い、ブランド価値の向上を目指してまいります。

② サービス力向上

気持ちの良い笑顔の接客、清潔感のある身だしなみの徹底に加えて、お客様にとってお買い物がしやすい店内環境や売場づくりを強化し、ご来店いただいたお客様からの信頼を高められるよう、サービス力の向上に努めてまいります。

③ 新規出店・既存店の成長

積極的な新規出店により店舗網の拡充に力を入れてまいります。また、引き続き既存店の改装を行い、最新のマーチャンダイジングを取り入れた店舗フォーマットへの転換を図ってまいります。将来を見据えた設備投資を積極的に行い、お客様にとって利便性が高く、従業員の作業効率を高められる環境を整えてまいります。

④ 人的資本の活用

「あらゆる人材が活躍できる職場づくり」を実現するため、全ての従業員が必要な知識や技術を習得でき、仕事の楽しさや、やりがいを実感できるよう、定期的な社内研修や理念教育等を一層推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容(2025年2月28日現在)

食品スーパーマーケット事業

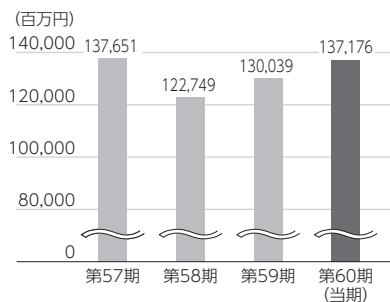
(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第57期	第58期	第59期	第60期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)		137,651	122,749	130,039	137,176
経 常 利 益 (百万円)		6,046	4,522	5,928	6,285
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		3,898	1,610	3,578	4,131
1株当たり当期純利益 (円)		358.64	143.87	320.51	368.46
総 資 産 (百万円)		48,687	47,343	52,179	57,703
純 資 産 (百万円)		19,544	20,065	23,274	26,864

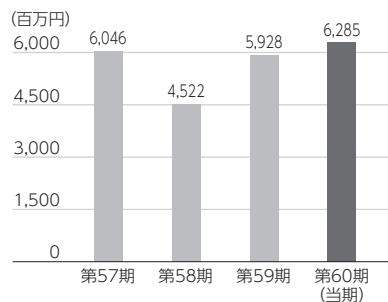
(注) 1. 当社の計算書類は、日本基準に基づいて作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号2020年3月31日)等を第58期より適用しております。

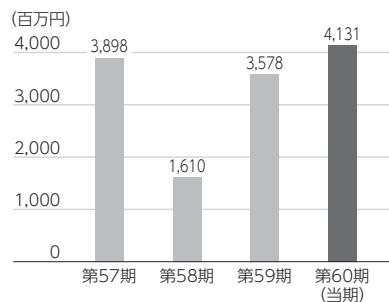
営業収益



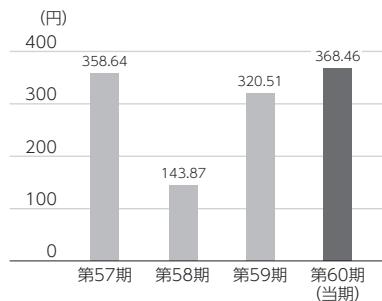
経常利益



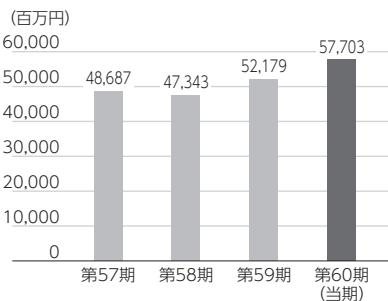
親会社株主に帰属する当期純利益



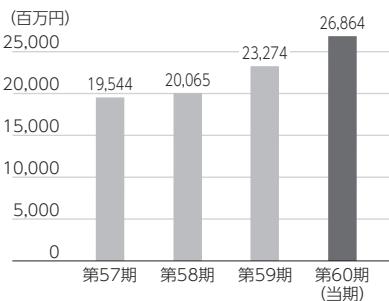
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社たいらや	100百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社与野フードセンター	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社マスダ	95百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社ココスナカムラ	20百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社TSロジテック	95百万円	100.0%	物流事業、資源リサイクル事業

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場(2025年2月28日現在)

会社名		区 分	主な事業所名・所在地等
当 社	株式会社エコス	本 部	東京都昭島市中神町1160番地1
		工 場	グループ食品工場 (埼玉県川越市)
		営業店舗	
		東 京 都 (17店舗)	拝島店、奈良橋店、小平店、中神店、武蔵境店 ほか
		埼 玉 県 (17店舗)	志木店、武蔵藤沢店、春日部中央店、幸手店 ほか
		神奈川県 (2店舗)	城山店、八景島店
		千 葉 県 (5店舗)	宝珠花店、みのり台店、市川島尻店、佐倉店、川間店
		茨 城 県 (25店舗)	大子店、明野店、岡芹店、城里店、つくば大穂店 ほか
		栃 木 県 (5店舗)	上三川店、野木店、小金井店、真岡荒町店、二宮店
福 島 県 (3店舗)	棚倉店、白河東店、塙店		
子 会 社	株式会社たいらや	本 部	栃木県宇都宮市平出工業団地9番23
		営業店舗	
	株 式 会 社 与野フードセンター	本 部	埼玉県さいたま市中央区新中里4丁目13番地13
		営業店舗	
	株 式 会 社 マスダ	本 部	茨城県取手市東6丁目10番地8
		営業店舗	
		茨 城 県 (11店舗)	荳崎店、淵頭店、松代店、三和店、並木店 ほか
	株式会社ココスナカムラ	本 部	東京都足立区梅田7丁目34番地12
		営業店舗	
	株 式 会 社 T S ロジテック	本 部	東京都昭島市中神町1160番地1
		物流センター	所沢物流センター (埼玉県所沢市)
ふじみ野物流センター (埼玉県入間郡三芳町)			
宇都宮物流センター (栃木県宇都宮市) ほか			
リサイクルセンター		狭山リサイクルセンター (埼玉県狭山市) ほか	

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(8) 従業員の状況(2025年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,609名	124名増

(注) 上記の他、パートタイマー及び契約社員の年間の平均人員は3,957名(1日8時間換算)であります。

(9) 主要な借入先の状況(2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,346百万円
株式会社りそな銀行	2,731百万円
株式会社みずほ銀行	2,057百万円
株式会社三井住友銀行	1,937百万円

(注) 2025年2月28日現在の借入残高が、1,000百万円以上の金融機関を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社エコグループが積極的に取り組んでまいりました環境活動につきましては、食品リサイクルの分野において、改正食品リサイクル法の業種別目標であるリサイクル率60.0%を当事業年度も大きく上回る見通しであります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数 11,648,917株 (自己株式432,404株を含む)
(3) 株主数 23,015名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社琢磨	2,007千株	17.90%
株式会社タイラコーポレーション	1,646千株	14.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	683千株	6.09%
平富郎	307千株	2.74%
エコス従業員持株会	305千株	2.73%
株式会社ママダ	295千株	2.63%
平典子	273千株	2.44%
株式会社日本カストディ銀行	105千株	0.94%
有限会社ナカジマ	94千株	0.85%
岸田定治	80千株	0.72%

(注) 当社は自己株式432,404株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式12,600株を付与しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長執行役員	平 邦 雄	—
取締役副社長執行役員	平 典 子	—
取 締 役	藤 田 昇 三	—
取 締 役	野 原 信 広	—
常 勤 監 査 役	酒 井 紘 一	—
監 査 役	鈴 木 茂 生	—
監 査 役	雨 宮 真 歩	—

- (注) 1. 取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。また、監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

役名	氏名	担当及び地位
専務執行役員	宮崎和美	営業本部長
常務執行役員	飯島朋幸	開発部・財務経理部管掌
常務執行役員	上野 潔	生鮮食品部長
常務執行役員	芳野幸夫	グロサリー部長
執行役員	瀧田勇介	人事部管掌兼総務部管掌
執行役員	齊田純児	業務部長兼営業企画部長

(2) 取締役及び監査役の兼職の状況の明細
(取締役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
平 邦 雄	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター 株式会社マスタダ 株式会社ココスナカムラ 株式会社平成	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役執行役員 取締役
平 典 子	株式会社たいらや 株式会社平成	代表取締役社長 取締役
藤 田 昇 三	文化シャッター株式会社 三機工業株式会社	社外取締役・監査等委員 社外監査役
野 原 信 広	株式会社タチバナ・インダストリーズ 株式会社タンデム・デザイン	代表取締役 代表取締役

(監査役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
酒 井 紘 一	株式会社たいらや	非常勤監査役
鈴 木 茂 生	全国弁護士協同組合連合会 医療法人社団やしの木会 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構	専務理事 監事 監事
雨 宮 真 歩	公益財団法人マリオン財団 中日国際輸渡有限公司 株式会社プリプラにじゅういち 公益財団法人平木浮世絵財団 公益財団法人菊池美術財団 日中国際フェリー株式会社	理事 (監査役) 監査役 監理 監査役

(3) 取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針

本基本方針については、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

① 基本方針

当社の取締役、執行役員、監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし具体的には、以下のとおりとする。

- (ア) 企業理念を實踐する優秀な人材を取締役、執行役員、監査役として登用できる報酬とする。
- (イ) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (ウ) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- (ア) 取締役（社外取締役を除く。）、執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (イ) 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- (ウ) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成する。
- (エ) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定する。

③ 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

④ 業績連動報酬

短期業績連動報酬（賞与）は、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。

⑤ 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役、執行役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

具体的な支給時期及び配分については、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定する。

⑥ 報酬ガバナンス

- (ア) 報酬構成比率、及び基本報酬の水準、並びに業績連動報酬の業績指標及び評価方法は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- (イ) 各取締役、執行役員の報酬の額は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役、執行役員の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ取締役会において総合的に議論、検討を行っており、当該方針に沿うものと判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	114	60	26	28	2
監査役 (社外監査役を除く)	7	6	1	-	1
社外取締役	12	12	-	-	2
社外監査役	6	6	-	-	2
合計	141	85	27	28	7

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、2007年5月24日の第42回定時株主総会において取締役の員数15名に対して年額350百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2022年5月26日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額45百万円以内、株式の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、2名です。監査役の報酬につきましては、1992年5月29日の第27回定時株主総会において監査役の員数3名に対して年額35百万円以内と決議されております。
2. 上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額27百万円を含んでおります。
3. 業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬（賞与）であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬が該当いたします。その支給割合は概ね、業績連動報酬30%、業績連動報酬以外の報酬70%を目安としております。当社は売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しておりますが、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.7%であり、短期の業績連動報酬（賞与）にかかる指標を達成しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤田昇三	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、法律家としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	野原信広	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	鈴木茂生	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	雨宮真歩	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 他の法人等との兼職状況は、(2)取締役及び監査役の兼職の状況の明細に記載のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役が兼職している各社と当社との間には特別な関係はございません。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名及び社外監査役2名それぞれと当社の間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に規定する「最低責任限度額」を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員報酬等の額	4名	19百万円

(6) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の社外役員を含む取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称
アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

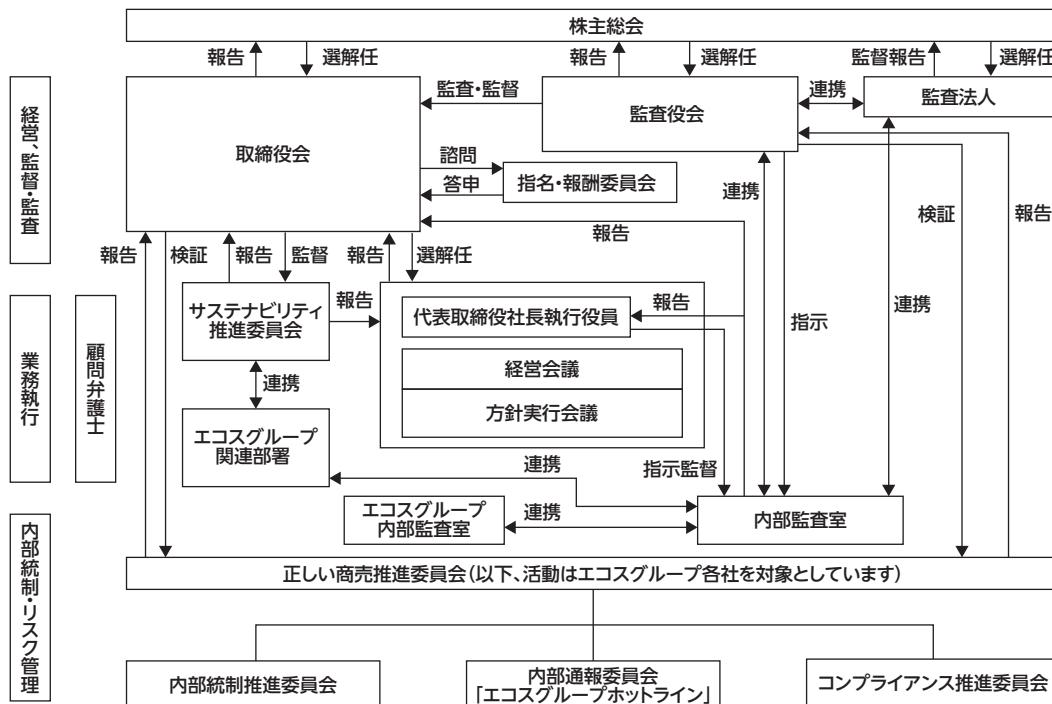
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、内部統制の運用状況については下記方針に基づき、これを実現するために代表取締役社長執行役員を委員長とする「正しい商売推進委員会」を設置し、その傘下の「内部統制推進委員会」、「内部通報委員会」、「コンプライアンス推進委員会」の活動について定期的に取締役会に報告を行っています。

- ① 当社エコスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社の社是「正しい商売」・社訓に加え、広く法令及び定款の順守を当社エコスグループの取締役及び使用人の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
 - (イ) その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し教育等を実施する。
 - (ウ) 監査役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
 - (エ) 法令及び定款上疑義のある行為等について、従業員及びお取引先様等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、「エコスグループホットライン」を設置し運営する。
 - (オ) 反社会的勢力との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役及び使用人は毅然とした姿勢でことに当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。
- ② 当社エコスグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
 - (イ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (ウ) 文書管理規程は、必要に応じ見直し改善を図る。
- ③ 当社エコスグループにおける損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 想定される各種リスクについて各担当部門が関連規程に基づき、ガイドライン及び手引書等を制定して必要に応じ研修等を実施し、リスク管理体制を確立する。組織横断的なリスクの全社的対応は総務部が行う。
 - (イ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
 - (ウ) 当社エコスグループの取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の改善に努める。
 - (エ) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役、執行役員を定め、対応する。
- ④ 当社エコスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 当社エコスグループの取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標として毎期初に部門ごとの売上高、利益、費用に関する数値目標を設定し、管理会計手法により月次目標の達成度及び結果を見直すことにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
 - (イ) 当社は子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定、その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ⑤ 当社エコスグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 当社エコスグループは、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当執行役員による部門別グループ担当者会議を開催し、当社は、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
 - (イ) 連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議及び取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況並びに財務状況を報告する。
 - (ウ) 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的結束を強め、経営戦略の共有と具体的展開を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役は、内部監査室所属の使用人及び監査役が指名した使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
- (イ) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、それにより当該使用人が不利益を被ることはないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役会への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社エコスグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく「エコスグループホットライン」による通報状況とその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- (イ) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会の協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の実効性が確保されることを確保するための体制
- (ア) 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- (イ) 監査の実効性を担保するため、監査役会と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (ウ) 監査役会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図り、監査の実効性を確保する。
- (エ) 監査役が職務執行について生じる費用の支払いを求めた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制図



(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本としつつ、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。当期の配当金につきましては、前期の普通配当60円に代えて普通株式1株につき65円の配当とさせていただきたいと存じます。

なお、上記剰余金配当について「剰余金の配当に関するお知らせ」として本年4月11日に発表済みですが、最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示未満の数値を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2025年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2024年2月29日現在	科 目	当連結会計年度 2025年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2024年2月29日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	23,984	22,149	流動負債	21,245	20,417
現金及び預金	13,457	12,690	買掛金	8,166	8,130
売掛金	2,184	1,540	一年内返済予定の長期借入金	5,513	5,148
商品及び製品	4,036	3,808	未払法人税等	1,406	1,022
原材料及び貯蔵品	20	38	賞与引当金	707	621
未収入金	3,785	3,444	役員賞与引当金	128	118
その他	740	660	契約負債	1,514	1,565
貸倒引当金	△240	△34	その他	3,807	3,810
固定資産	33,719	30,030	固定負債	9,594	8,488
有形固定資産	23,278	21,039	長期借入金	7,235	6,648
建物及び構築物	10,375	9,890	退職給付に係る負債	770	438
工具、器具及び備品	1,980	1,790	資産除去債務	253	251
土地	9,871	9,144	繰延税金負債	314	226
建設仮勘定	1,039	195	再評価に係る繰延税金負債	43	43
その他	10	19	その他	976	878
無形固定資産	1,406	853	負債合計	30,839	28,905
のれん	498	—	純資産の部		
その他	907	853	株主資本	27,779	24,313
投資その他の資産	9,035	8,137	資本金	3,318	3,318
投資有価証券	527	425	資本剰余金	3,598	3,591
退職給付に係る資産	294	86	利益剰余金	21,671	18,241
敷金及び保証金	5,595	5,437	自己株式	△809	△837
繰延税金資産	1,923	1,833	その他の包括利益累計額	△914	△1,039
その他	864	504	その他有価証券評価差額金	200	124
貸倒引当金	△171	△150	土地再評価差額金	△1,289	△1,318
			退職給付に係る調整累計額	173	154
資産合計	57,703	52,179	純資産合計	26,864	23,274
			負債及び純資産合計	57,703	52,179

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2024年3月1日から 2025年2月28日まで	(ご参考) 前連結会計年度 2023年3月1日から 2024年2月29日まで
売上	133,521	126,377
売上原価	97,454	92,838
営業総利益	36,067	33,539
営業収入	3,654	3,661
営業総利益	39,722	37,201
販売費及び一般管理費	33,702	31,487
営業利益	6,020	5,714
営業外収益	359	258
受取利息及び受取配当金	32	30
受取配当金	32	30
受取利息及び受取配当金	195	176
受取利息及び受取配当金	132	51
営業外費用	94	44
支払利息	58	28
支払利息	—	13
支払利息	—	—
支払利息	35	2
経常利益	6,285	5,928
特別利益	3	42
固定資産売却益	3	10
固定資産売却益	—	30
固定資産売却益	—	—
固定資産売却益	—	1
特別損失	292	711
固定資産除却損	87	100
固定資産除却損	2	—
固定資産除却損	180	542
固定資産除却損	22	30
固定資産除却損	—	38
税金等調整前当期純利益	5,996	5,258
法人税、住民税及び事業税	2,021	1,562
法人税等調整額	△155	117
当期純利益	4,131	3,578
親会社株主に帰属する当期純利益	4,131	3,578

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年3月1日残高	3,318	3,591	18,241	△837	24,313
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△672		△672
親会社株主に帰属する当期純利益			4,131		4,131
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		29	36
土地再評価差額金の取崩			△29		△29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	6	3,429	28	3,465
2025年2月28日残高	3,318	3,598	21,671	△809	27,779

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2024年3月1日残高	124	△1,318	154	△1,039	23,274
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△672
親会社株主に帰属する当期純利益					4,131
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					36
土地再評価差額金の取崩		29		29	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	76	-	19	95	95
連結会計年度中の変動額合計	76	29	19	124	3,590
2025年2月28日残高	200	△1,289	173	△914	26,864

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

(ア) 連結子会社の数

5社

(イ) 連結子会社の名称

株式会社たいらや
株式会社与野フードセンター
株式会社マスタ
株式会社ココスナカムラ
株式会社T S ロジテック

② 非連結子会社の状況

(ア) 非連結子会社数

2社

(イ) 非連結子会社の名称

株式会社平成
株式会社令和

(ウ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

(ア) 持分法を適用していない非連結子会社の数

2社

(イ) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

株式会社平成
株式会社令和

(ウ) 持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいためであります。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において株式会社ココスナカムラの発行済株式の全部を取得したため、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、全て連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(ア) その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

(イ) 棚卸資産

・商品

・製品

・原材料、貯蔵品

② 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

・建物
(建物附属設備は除く)

・建物以外

・主な耐用年数

(イ) 無形固定資産

③ 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

(イ) 賞与引当金

(ウ) 役員賞与引当金

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

a 生鮮食品

最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

先入先出法による原価法

先入先出法による原価法

最終仕入原価法による原価法

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

建物及び構築物 8年～34年

工具・器具及び備品 3年～20年

その他 6年

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び連結子会社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

当社及び連結子会社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

(ア) 商品の販売に係る収益認識

当社エコスグループの顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(イ) ポイント制度に係る収益認識

当社エコスグループは、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に適用しております。

(イ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(ウ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 180百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社エコスグループは、食品スーパーマーケット事業を営んでおり、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合、及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合、並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準、又はそれに準ずる方法等により評価しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の収益予測、及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,206百万円

(2) 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△348百万円

(3) 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

14,450百万円

借入実行残高

－百万円

差引額

14,450百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社エコスグループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失(百万円)
店舗	千葉県(1店舗)	61
	茨城県(1店舗)	118
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社エコスグループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額180百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物133百万円、工具、器具及び備品45百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額(不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額)により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	11,648,917株	－株	－株	11,648,917株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	447,880株	294株	15,770株	432,404株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加294株は、単元未満株式の買取294株の増加であり、減少15,770株は、譲渡制限付株式割当による減少15,770株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年5月22日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	672百万円
(イ) 1株当たり配当金額	60円
(ウ) 基準日	2024年2月29日
(エ) 効力発生日	2024年5月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 次のとおり、決議を予定しております。

2025年5月22日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	729百万円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たり配当金額	65円
(エ) 基準日	2025年2月28日
(オ) 効力発生日	2025年5月23日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社エコスグループは、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用することを原則としておりますが、取締役会の決議に基づく一定の枠の範囲内での有価証券投資を行っております。また、短期的な運転資金及び店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金の主なものは、仕入割戻金で、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたもので、取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、営業債権について、財務経理部財務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、有利子負債額の適正化を実施するとともに、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達する等の対応をしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（*2）をご参照ください。

当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	—	—	—
その他有価証券	444	444	—
(2) 敷金及び保証金	5,595	—	—
貸倒引当金(*3)	△113	—	—
	5,482	5,108	△373
資産計	11,982	11,608	△373
長期借入金（1年内返済予定額 を含む）	12,748	12,739	△8
負債計	20,951	20,942	△8

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
その他有価証券	—
非上場株式	21
子会社株式	—
非上場株式	61

(*3) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,457	－	－	－
売掛金	2,184	－	－	－
未収入金	3,785	－	－	－
敷金及び保証金	260	765	449	4,120
合計	19,687	765	449	4,120

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	5,513	3,650	2,070	1,279	233

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—
株式	375	69	—	444
敷金及び保証金	—	1,853	—	1,853
資産計	375	1,923	—	2,298

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,254	—	3,254
資産計	—	3,254	—	3,254
長期借入金	—	12,739	—	12,739
負債計	—	12,739	—	12,739

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。店頭売買株式は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

2. 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還金の合計額を残存期間に対する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県及び栃木県において賃貸用の店舗及び土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,615	1,644

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

商品部門		スーパーマーケット事業			
		商品の販売 (売上高)	配送代行収入等 (売上高)	営業収入 (*1)	合計
生鮮部門	青果	19,095	－	－	19,095
	鮮魚	12,288	－	－	12,288
	精肉	15,149	－	－	15,149
	惣菜	18,365	－	－	18,365
グロサリー部門	デイリー	32,560	－	－	32,560
	一般食品	26,350	－	－	26,350
	酒類	6,804	－	－	6,804
	雑貨	1,916	－	－	1,916
	その他	396	－	－	396
その他		－	593	2,028	2,622
顧客との契約から生じる収益		132,928	593	2,028	135,550
その他の収益		－	－	1,626	1,626
合計		132,928	593	3,654	137,176

(*1) 営業収入の「その他」は卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であり、営業収入の「その他の収益」は不動産の賃貸に伴う収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社エコスグループは、主に食料品及び日用雑貨品等の販売を主力としたスーパーマーケット事業を行っております。

① 商品の販売

商品の販売は、各店舗における顧客への商品の販売であり、当該販売時に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への販売時点で収益を認識しております。商品の対価は、引き渡した時から概ね1ヶ月以内に受領しております。

② 配送代行収入等

配送代行収入等は、主に仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる収入等からなり、これらの収益は利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。この対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ 営業収入

営業収入は、主に卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であります。卸売に係る収益は、商品供給契約に基づき顧客の販売する商品を継続的に売り渡すサービスの提供であり、消化仕入に係る収益は、消化仕入契約に基づき顧客に店舗スペースの一部を提供し商品を陳列・販売することを許諾するサービスの提供であります。これらは利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。これらの対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、これら収益のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,565
契約負債（期末残高）	1,514

契約負債は、主に電子マネー及び顧客との販売時に付与するポイントに関するものであり、顧客が電子マネー、ポイントを利用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内であるものについては、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,395円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	368円46銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

取得による企業結合

当社は2024年5月22日開催の取締役会において、株式会社ココスナカムラの全株式を取得し、子会社化することを決議しました。

当該決議に基づき2024年5月30日付で株式譲渡契約を締結し、2024年9月1日付で全株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ココスナカムラ
事業の内容 食品スーパーマーケット事業

② 企業結合を行った主な理由

食品スーパーマーケット事業の業容拡大のため

③ 企業結合日

2024年9月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社ココスナカムラ

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により、株式会社ココスナカムラの議決権の100%を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績期間

2024年9月1日から2025年2月28日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	256百万円
取得原価		256百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 26百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

553百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,026百万円
固定資産	1,712百万円
資産合計	2,739百万円
流動負債	1,014百万円
固定負債	2,022百万円
負債合計	3,037百万円

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2025年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2024年2月29日現在	科 目	当事業年度 2025年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2024年2月29日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	19,489	18,804	流動負債	15,869	15,166
現金及び預金	10,153	10,568	買掛金	4,569	4,562
売掛金	1,160	937	一年内返済予定の長期借入金	5,398	5,104
商品及び製品	2,460	2,388	未払金	2,228	2,177
原材料及び貯蔵品	19	34	未払費用	332	326
前払費用	297	311	未払法人税等	1,042	619
未収入金	3,748	3,479	未払消費税等	276	351
その他	1,692	1,118	賞与引当金	380	333
貸倒引当金	△42	△34	役員賞与引当金	90	85
固定資産	28,049	24,617	契約負債	1,432	1,490
有形固定資産	13,246	13,045	その他	118	115
建物	6,467	6,323	固定負債	7,952	7,441
構築物	752	816	長期借入金	7,108	6,632
車輛運搬具	1	2	退職給付引当金	78	137
工具、器具及び備品	1,156	1,028	資産除去債務	126	124
土地	4,869	4,873	再評価に係る繰延税金負債	43	43
無形固定資産	517	513	その他	594	502
ソフトウェア	497	493	負債合計	23,821	22,608
電話加入権	16	16	純資産の部		
その他	2	2	株主資本	24,845	22,029
投資その他の資産	14,286	11,058	資本金	3,318	3,318
投資有価証券	393	308	資本剰余金	3,598	3,591
関係会社株式	1,546	1,263	資本準備金	3,591	3,591
出資金	0	1	その他資本剰余金	6	—
従業員に対する長期貸付金	7	2	利益剰余金	18,738	15,957
関係会社長期貸付金	7,832	4,782	その他利益剰余金	18,738	15,957
長期前払費用	266	296	繰越利益剰余金	18,738	15,957
敷金及び保証金	3,041	3,157	自己株式	△809	△837
前払年金費用	99	86	評価・換算差額等	△1,127	△1,215
繰延税金資産	1,194	1,233	その他有価証券評価差額金	161	103
その他	39	39	土地再評価差額金	△1,289	△1,318
貸倒引当金	△135	△113	純資産合計	23,718	20,813
資産合計	47,539	43,421	負債及び純資産合計	47,539	43,421

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		当事業年度 2024年3月1日から 2025年2月28日まで	(ご参考) 前事業年度 2023年3月1日から 2024年2月29日まで
売上	高価	72,384	70,202
売上	原価	52,002	50,876
営業	総利益	20,381	19,326
営業	収入	2,288	2,282
営業	総利益	22,669	21,608
販売費及び一般管理費		19,286	18,654
営業	業外利益	3,382	2,954
受取利息及び受取配当金	受取配当金	1,673	1,268
受取利息及び受取配当金	受取配当金	921	620
受取利息及び受取配当金	受取配当金	627	577
受取利息及び受取配当金	受取配当金	123	70
営業	業外費用	75	41
支払利息	支払利息	53	26
支払利息	支払利息	—	13
支払利息	支払利息	22	2
経常	常利	4,979	4,181
特	別利益	3	36
特	別利益	3	10
特	別利益	—	25
特	別利益	—	0
特	別損失	136	567
特	別損失	59	65
特	別損失	2	—
特	別損失	61	463
特	別損失	13	—
特	別損失	—	38
税引前当期純利益	税引前当期純利益	4,847	3,649
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	1,352	947
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	12	118
当期純利益	当期純利益	3,482	2,584

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年3月1日残高	3,318	3,591	-	3,591	15,957	15,957	△837	22,029
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△672	△672		△672
当期純利益					3,482	3,482		3,482
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			6	6			29	36
土地再評価差額金の取崩					△29	△29		△29
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	2,781	2,781	28	2,816
2025年2月28日残高	3,318	3,591	6	3,598	18,738	18,738	△809	24,845

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年3月1日残高	103	△1,318	△1,215	20,813
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△672
当期純利益				3,482
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				36
土地再評価差額金の取崩		29	29	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	58	-	58	58
事業年度中の変動額合計	58	29	88	2,904
2025年2月28日残高	161	△1,289	△1,127	23,718

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ア) 商 品

a 生鮮食品

最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

売価還元法による原価法

(イ) 製 品

先入先出法による原価法

(ウ) 原 材 料、貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(ア) 建 物

(建物附属設備は除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法

(イ) 建 物 以 外

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

(ウ) 主 な 耐 用 年 数

建 物 8年～34年

構 築 物 10年～30年

車 輛 運 搬 具 6年

工 具、器 具 及 び 備 品 3年～20年

② 無形固定資産

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

当社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役 員 賞 与 引 当 金

当社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。

〔退職給付見込額の期間帰属方法〕

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

〔数理計算上の差異の費用処理方法〕

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

当社は、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 61百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社は、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準又はそれに準ずる方法等により評価しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,095百万円

(2) 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権 2,413百万円

長期金銭債権 115百万円

短期金銭債務 1,090百万円

長期金銭債務 79百万円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 11,600百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 11,600百万円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証 16百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
収入分	1,179百万円
支出分	249百万円
② 営業取引以外の取引高	
収入分	1,811百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失（百万円）
店舗	千葉県（1店舗）	61

上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額61百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物32百万円、構築物2百万円、工具、器具及び備品26百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	447,880株	294株	15,770株	432,404株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加294株は、単元未満株式の買取294株の増加であり、減少15,770株は、譲渡制限付株式割当による減少15,770株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	24百万円
減損損失	782百万円
減価償却費	210百万円
賞与引当金	116百万円
貸倒引当金	54百万円
商品券未使用残高	116百万円
収益認識基準契約負債計上損金不算入額	26百万円
更生・破産等債権貸倒償却	80百万円
未払事業税等	66百万円
役員退職慰労金・長期未払金	2百万円
その他	89百万円
繰延税金資産小計	1,569百万円
評価性引当額	△295百万円
繰延税金資産合計	1,273百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△69百万円
繰延税金負債合計	△78百万円
繰延税金資産の純額	1,194百万円

再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)	
再評価に係る繰延税金資産	425百万円
評価性引当額	△425百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円
(繰延税金負債)	
再評価に係る繰延税金負債	△43百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	△43百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△43百万円

(注) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の30.6%から31.5%になります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響額は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)琢磨	16	損害保険の代理店業	被所有直接17.92%	—	保険契約	火災保険等の損害保険料の支払い	39	前払費用	—
役員 の 近親者	平 富郎	—	名誉会長	被所有直接2.74%	—	—	譲渡制限付株式の割当	2(1千株)	—	—
							報酬の支払い	70	役員賞与引当金	21

- (注) 1. 平 富郎氏は、当社の創業者かつ代表取締役会長及び代表取締役社長経験者であり、長年の経験と知見並びに幅広い人脈を有しており、これを当社業務に活かすため、名誉会長という立場で当社の現経営陣に対して、助言等を行っております。報酬額については、委嘱する職位における業績貢献の重要性の度合い及び業務内容により決定しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
損害保険については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. (株)琢磨は、当社代表取締役社長執行役員平邦雄氏及びその二親等以内の親族（平光子氏他2名）が議決権の計100.0%を直接所有している会社であります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)たいらや	100	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任3人	—	受取経営指導料 資金の貸付 受取配当金 電子マネー 入金分 電子マネー 利用分	344 — 600 — —	未収入金 長期貸付金 — 未収入金 未払金	— 2,000 — 489 472
子会社	(株)与野フードセンター	50	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付 債務保証	11,250 — 16	立替金 長期貸付金 —	662 2,695 —
子会社	(株)マスダ	95	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付 受取配当金	9,795 — 199	立替金 長期貸付金 —	520 700 —
子会社	(株)ココスナカムラ	20	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付	2,090 —	立替金 長期貸付金	300 1,400
子会社	(株)T S ロジテック	95	物流事業、 資源リサイクル事業	所有 直接 100.0%	—	—	資金の貸付	—	長期貸付金	937

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務全般に係る経営指導、仕入代行及び資金の貸付となっております。仕入代行については、要支払額につき支払いを代行しております。
2. 受取経営指導料収入については売上高及び営業収入を基礎とし、契約によって決定しております。受取配当金については剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。資金の貸付については無利息としております。
3. 債務保証については子会社の金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（8.収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,114円58銭
(2) 1株当たり当期純利益	310円61銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木 一 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 源 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に從って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 源 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

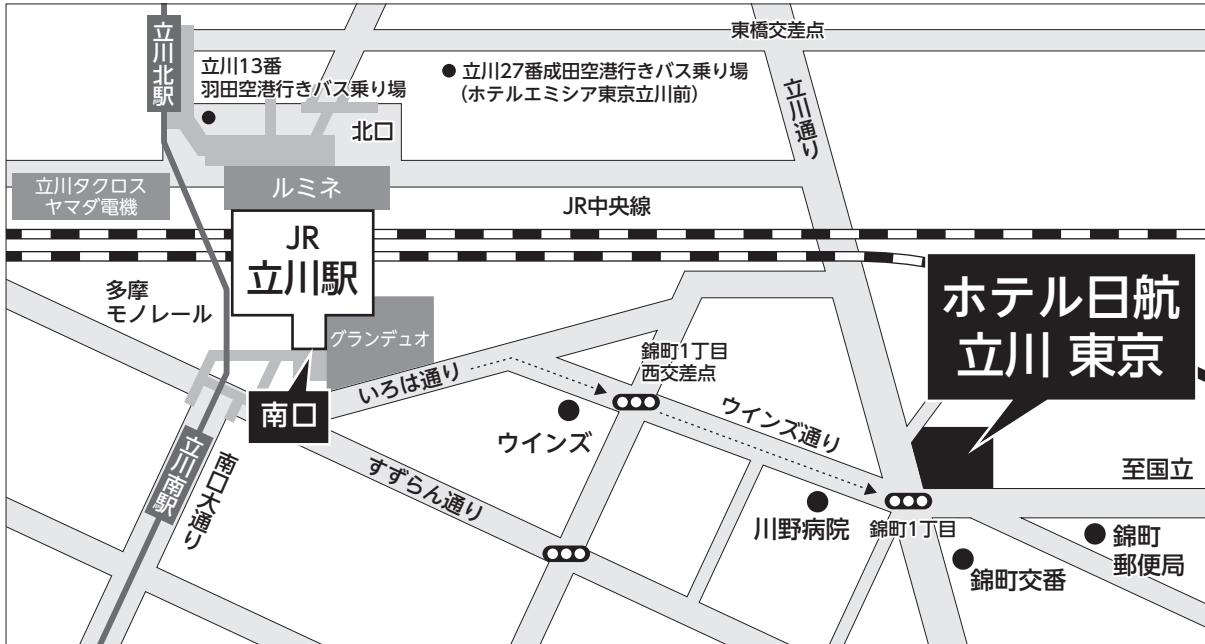
株式会社 エ コ ス 監査役会

常勤監査役 酒 井 紘 一 ㊟
社外監査役 鈴 木 茂 生 ㊟
社外監査役 雨 宮 真 歩 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都立川市錦町1丁目12番1号
ホテル日航立川 東京 3階 アトランティック
電 話：042-521-1111 (代表)



交通のご案内：JR 立川駅南口から徒歩約7分
多摩モノレール立川南駅から徒歩約8分
駐車場は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。